

彦根市

「民間認定こども園」設置・運営事業者募集要項

令和7年(2025年)7月

彦根市こども家庭部幼児課

目 次

はじめに		P 2
1	事業の概要	 P 2
2	事業者等に関する条件	 P 2
3	事業用地等に関する条件	 P 3
4	施設整備に関する条件	 P 4
5	運営に関する条件	 P 5
6	整備費および運営費にかかる補助等	 P 8
7	事業者の選定	 P 8
8	募集・選定に係るスケジュール等	 P 9
9	保育業務等の引継ぎに関する基本事項	 P 1 0
1 0	欠格事項・禁止事項	 P 1 0
1 1	その他の留意事項	 P 1 1
1 2	問い合わせ先	 P 1 1

添付資料

1	位置図(都市計画図・公図・求積図)	 別紙 1
2	使用貸借契約書(案)	 別紙 2
2	審査基準	 別紙 3
3	提出書類一覧	 別紙 4
4	質問書	 様式 1
5	提出書類	 様式 2 ～ 1 0

はじめに

彦根市(以下「市」という。)では、多様化する保育・幼児教育のニーズに対し必要なサービスの提供体制の充実を図り、施設の老朽化および教育・保育ニーズ量の将来推計を踏まえ、彦根市立幼稚園・保育所・こども園施設整備計画(中間見直し)に基づいた、施設整備を進めるため、新たに認定こども園の設置・運営を行う事業者(以下「事業者」という。)を募集するものである。

1 事業の概要

(1) 事業類型

幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)

(2) 定員(予定)

118 人(定員の内訳は 5 ページ参照)

(3) 事業用地(整備予定地)(別紙 1 参照)

所在地および現況地目：下記①および②を一体の土地として整備を行うこと。

①彦根市松原町字大黒前 3751 番 3 の一部 雑種地 2,627.96 m²

②彦根市松原町字大黒前 3751 番 14 の一部 雑種地 97.14 m²

敷地面積：2,725.10 m²

都市計画区域：市街化区域

※開園予定日に間に合うように、決定事業者の負担で都市計画法施行規則第 60 条に基づく証明の取得、彦根市中高層建築物指導要綱に基づく協議および建築基準法に基づく建築確認申請(以下「建築確認申請等」という。)等必要な手続きを行うこと。

※上記(3)の用地については、敷地の境界の確定後、決定事業者の負担で改めて測量を行うこと。

※既存園舎は認定こども園の施設整備後に市の負担にて解体および更地化を行うことから、それを想定した計画とし、必要に応じて現地を確認すること。なお、現地確認を行う場合は事前に「12 問合せ先」に連絡すること。

(4) 開園予定日

令和 9 年(2027 年)4 月 1 日

2 事業者等に関する条件

次の条件を全て満たすこと。

(1) 応募する事業者は、子ども・子育て支援法(平成 24 年第 65 号)に基づく「教育・保育施設」または「地域型保育事業」運営の実績を持つ「社会福祉法人」または「学校法人」であること。

(2) 応募する事業者およびその長(予定者を含む)は、申請日時点において就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。) 第 17 条第 2 項各号に該当していないこと。

(3) 応募する事業者の役員およびその長(予定者を含む)は、次に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある事業者
 - カ 暴力団、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している事業者
 - キ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者
 - ク 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)
 - ケ 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)
- (4) 応募する事業者およびその長(予定者を含む)は、破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続き開始の申立てをしていないこと。
 - (5) 応募する事業者およびその長(予定者を含む)は、直近の2年間に於いて国税および地方税を滞納していないこと。
 - (6) 応募する事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法および学校教育法(昭和22年法律第26号)等の関係法令を熟知し、保育・教育事業に熱意と理解を持ち、市の保育・教育行政と積極的に連携できる者であること。
 - (7) 応募する事業者は、認定こども園を運営するために必要な経営基盤(開園後、概ね1箇月分以上に相当する運営費を普通預金等により保有している。)および社会的信望を有していること。

3 事業用地等の貸付けに関する条件

- (1) 契約については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間で市有財産使用貸借契約を締結した後、開園直前に改めて令和9年4月1日から令和39年3月31日までの30年間の市有財産使用貸借契約を締結する予定である。なお、使用貸借契約書(案)については、別紙2の内容を予定しており、概要としては以下のとおりである。
 - ①賃料は無償とする
 - ②令和39年4月1日以降については、その際の保育ニーズ等を鑑みて、契約の更新を市が必要であると判断した場合、今回の決定事業者と再度新たに使用貸借契約を締結することとする。

- ③決定事業者は、貸付物件の返還に際し、建物買取請求権および造作買取請求権を一切行使しないものとする。
- ④契約期間が満了した場合にあってはその満了の日に、契約が解除された場合にあっては市の指定する期日までに、賃貸借物件を自己の負担により原状(更地の状態)に回復し、市に返還しなければならない。ただし、市において指定する物件等は、この限りでない。(契約期間の更新後についても同様)
- ⑤契約の締結に要する費用(契約書の作成・手続きに係る費用等)は、すべて決定事業者の負担とする。

- (2) 当該土地の使用貸借契約およびそれに付随する手続きを適切な時期に行うこと。

4 施設整備に関する条件

- (1) 開園日までに、保育・教育が円滑に運営できるよう施設整備を行うこと。
- (2) 無理のない資金計画により整備事業を行うこと。
- (3) 「幼稚園施設整備指針(文部科学省)」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省)」、「滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「滋賀県認定こども園の認定に関する条例」、「滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」等の内容を把握、理解し、園設置に関する基準を満たしたうえで周辺地の景観との調和に配慮して施設を整備すること。
- (4) 認定こども園を整備するに当たり必要となる建築確認申請等を行うほか、消防法、彦根市景観条例および文化財保護法等の関係法令を遵守するとともに、建築工事中においては、関連する環境法令等も遵守すること。
- (5) 整備にあたっては、既存園舎で保育を行いながらの工事となることから、市や関係各署の指示に従い、近隣の住民に説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応すること。特に隣接する城北小学校および放課後児童クラブと十分協議・調整を行い整備計画や工事計画を決定すること。また、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮すること。
- (6) 建築および備品材料のうち、木材部については県内産材の使用に努めること。
- (7) 事業用地内に園舎、園庭のほか必要な規模の駐車場、駐輪場およびベビーカー置場を設けるとともに、送迎時の敷地内および周辺道路の交通の安全確保に努めること。なお、園庭については、隣接する城北小学校のグラウンドの一部を共同利用することができる。また、要所に防犯灯を設置する等の防犯対策に万全を期するとともに、浸水等の災害には十分対応したものとすること。
- (8) 日頃の園内・園外活動において園児等の安全の確保が図れる運用もしくは施設整備を行うこと。
- (9) 事業用地内の建物を含む既設物については、認定こども園の施設の整備後に市の負担にて解体撤去および更地化を行うが、工事期間中は児童の安全に十分配慮するとともに、必要な対策を行うこと。また、解体工事後の外構工事については決定事業者で行うこと。
- (10) 園関係者の出入口は基本的に西側とするが、新たに設ける場合は道路管理者、城北小学校および放課後児童クラブと協議すること。駐車場については、車両が安全か

つ効率的に利用できるように白線を引き直すこと。事故防止に万全を期するとともに、必要に応じて各所と協議を行うこと。

- (1 1) 解体が完了するまでの新園舎の使用については、建築基準法上の仮使用認定が必要となることから、必要な手続きの詳細について計画段階で市の建築指導課と協議を行うこと。
- (1 2) 原則、上下水道については、既存の引き込み配管を使用することとするが、市の上下水道部に各種申請をするとともに協議を行ったうえで決定すること。敷地内の配管工事も併せて決定事業者にて施工を行うこと。また、給排水設備および使用量について、事前に各管理者と協議すること。

5 運営に関する条件

- (1) 施設の名称
公益性と中立性に鑑み、特定個人等を顕彰するような名称とならないよう十分に配慮し、認定こども園の名称を定めること。
- (2) 定員(予定)
新設する認定こども園の年齢区分および認定区分は、次の表に示した人数で提案を行うこと。(※)

区 分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
1 号認定	—	—	—	10	10	10	30
2 号認定	—	—	—	15	20	20	55
3 号認定	6	12	15	—	—	—	33
合 計	6	12	15	25	30	30	118

※定員については、入園希望者数等を勘案し市と協議のうえ最終決定するものとする。

- (3) 運営者
事業者として決定した者が自ら当該認定こども園を運営すること。
- (4) 準拠規程等
子ども・子育て関連3法、「滋賀県認定こども園の認定に関する条例」、「彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、および「幼保連携型認定こども園教育・保育要領(内閣府・文部科学省・厚生労働省)」はもちろんのこと、子ども・子育てに関する法令を遵守し、児童福祉の理念、公共性および公益性を持ち、保育・教育行政をよく理解し、市が実施する保育・教育事業に積極的に連携すること。
- (5) 保育事業の拡充
預かり保育、一時預かり保育、延長保育、特別な支援を必要とする児童に対する保育、休日保育に積極的に取り組むこと。なお、事業内容については、事前に市と調整を行うこと。
- (6) 子育て支援事業
保護者の実情に応じた子育て支援事業を行うこと。なお、事業内容については、事前に市と調整を行うこと。
- (7) 保護者との関わり

保護者との懇談を適宜開催する等意思疎通を図り、その意向を把握するとともに、保護者の質問や要望に対しては誠意を持って対応すること。

(8) 地域との関わり

相互の事業交流を行うなど地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。

(9) 小学校との関わり

卒園児の多くが通学する彦根市立城北小学校、およびその他の卒園児が通学することとなる小学校との連携・接続を必ず行うこと。また、市および市教育委員会が行う教育施策と必ず連携すること。

(10) 保育教諭等の構成

認定こども園の園長となる予定の者は、認可を受けた保育・教育施設において3年以上園長または幹部職員として勤務した経験を有する者、もしくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

実務を担当する幹部職員は、認可を受けた保育、教育施設において幹部職員として2年以上勤務した経験を有する者、もしくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

保育教諭は、保育士、幼稚園教諭または保育教諭として3年以上の経験を有する者が3分の1以上含まれていること。(そのうち、5年以上の経験を有する者の雇用を2人以上となるよう努めること。)

(11) 給食・食育に関すること

自園給食を実施すること。また、市内産の食材を活用するなど、地産地消の推進に努めること。

自園給食に必要な調理師および栄養士の資格を有する者を配置すること。なお、「保育所における調理業務の委託について(厚生省児童家庭局通知)」を遵守のうえ、調理業務は全部もしくは一部を外部委託することができるものとする。

長時部については、月曜日から土曜日まで給食を提供すること。また、短時部にも給食を提供すること。

安全な食材を確保し、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。

食育に積極的に取り組み、適正な発育や健康の保持増進の観点から、園児および保護者に対する栄養指導を実施すること。また、和やかな雰囲気の中で他の園児と食べる喜びや楽しさが味わえ、様々な食べ物に興味や関心を持ち、進んで食べようとする気持ちが育つよう努めること。

(12) アレルギー対応食等の提供の実施

食物アレルギー対応については、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠し、除去食や代替食に適切に対応すること。また、離乳食など乳幼児の特性や個々に配慮した食の提供に努めること。

(13) 特別支援教育

障がいを持つ児童の受け入れに努めること。障がいを持つ児童の児童数および障がいの程度、態様に応じて、本市が指示する加配に努めること。児童の発達や発達上の課題を明らかにし、適切な指導および必要な支援を行うこと。また、医療的ケア児の利用に際しては、看護師の配置に努めること。

(14) 預かり保育事業（短時部）

- ・対象児童…… 当該こども園の園児で、保護者の申請に基づき園長または施設長が預かり保育を必要と認める園児
- ・職員配置…… 預かり保育の利用児童数に応じて、必要な職員（保育教諭等）を配置すること。
- ・間食…… 対象児童に間食を提供すること。また、夏季預かり等、長期休業日に預かり保育を実施する園児に対しては、昼食の提供を行うこと。
- ・保育料…… 預かり保育に係る費用を保護者から徴収することができる。

(15) 延長保育事業（長時部）

- ・対象児童…… 日中から当該こども園で保育されている児童で、保護者の申請に基づき施設長が保育時間の延長を必要と認める児童。
- ・職員配置…… 延長保育の利用児童数に応じて必要な保育教諭等を配置すること。
- ・保育料…… 事業者が直接徴収し、事業経費に充当すること。

(16) 信仰等の多様性への配慮

保護者の信仰・信条等の多様性に配慮すること。

(17) 地域型保育事業所との連携

市内の地域型保育事業者からの要請があれば、積極的に連携すること。

(18) 職員の資質向上

職員の資質向上および教育・保育の質の向上のため、人権研修を含め、教育・保育等に関する必要な研修を行うこと。

(19) 労働条件の遵守

職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守するとともに、離職者が出ない職場の環境づくりに努めること。

(20) 保護者負担金

保育料以外の保護者負担金については、保護者の負担軽減に留意するとともに、保護者の同意を得ること。

(21) 損害賠償責任保険への加入

入園中における利用児童の事故等に備えて損害賠償責任保険に加入すること。また、登退園時における利用児童の交通安全の確保に十分配慮し、交通事故の発生防止に積極的に努めること。

(22) 苦情解決の仕組みの整備

関係法令等の定めによって苦情解決のための体制を整備し、適切に運用すること。

(23) 市の立ち入り調査等への協力

実施事業内容に関する市への報告と立ち入り調査等について誠意をもって対応すること。

(24) 待機児童解消に向けた取り組みの実施

市と協力して待機児童解消へ向けた取り組みを積極的に進めること。

(25) その他

ア 事業者が運営する認定こども園は、認定こども園法および滋賀県認定こども園の認定に関する条例を遵守した教育、保育を行うとともに「彦根市乳幼児教

育・保育指針および彦根市乳幼児教育・保育共通カリキュラム」に沿った教育・保育を行うこと。

- イ 市内の児童の入園を優先すること。また短時部については、今後予定している市立城北幼稚園の閉園を配慮し、城北幼稚園および城北学区の児童の入園を優先すること。
- ウ 長時部の開所日は、月曜日から土曜日までとし、1日8時間を基本的な保育時間として、最大11時間とすること。なお、これらの時間を超えて保育を実施する場合は、延長保育として扱うこと。
- エ 長時部の閉所日は、12月29日から1月3日まで、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第278号)に規定する休日とすること。
- オ 事業の全部または主要な業務を第三者に委託または請け負わせることはできない。なお給食調理や清掃等の業務については、市と協議の上、委託することができるものとする。

6 整備費および運営費にかかる補助等

(1) 整備費について

「彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱(就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱)」に基づいて行う事業について、市の予算の範囲内において補助を受けることができる。なお、補助額の算出については、国庫補助・市補助に係る協議書提出時点での国・県・市の実施要項および交付要綱等に基づき、算出を行うものとする。

ただし、整備事業に対する補助金の交付に当たっては、国・県による交付金を活用する予定をしており、国・県からの交付が受けられない場合や市予算が確保できない場合等の理由により、補助金の交付を行わないことがあり、公的補助の採択を得られない時は、自己資金および借入金をもって対応することとし、参加申請前に資金計画を十分精査すること。

(2) 運営費について

「彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に基づく市の確認を受けること。この確認を受けた後において、施設型給付の支給を受けることができる。また、市の予算の範囲内において「彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱」に基づく補助金の支給を受けることができる。

7 事業者の選定

(1) 事業者の選定方法

- ・彦根市「民間認定こども園」設置・運営事業者選定審査会(以下、「審査会」という。)において、応募事業者からのプレゼンテーションおよび審査員によるヒアリングを実施し、彦根市「民間認定こども園」設置・運営事業者選定審査会審査基準(別紙)に基づき審査および事業者の決定を行う。(公募型プロポーザル方式)
- ・審査会の詳細日時ならびに会場等については、後日、応募事業者に文書で通知する。
- ・1事業者当たり20分程度のヒアリングを行うものとする。
- ・応募事業者は、応募内容について十分な説明が行える者3名以内で、審査会に出席すること。

- ・現場説明会は実施しない。
- (2) 選定結果と公表
 - ・事業者の決定は、令和7年(2025年)9月下旬頃を予定しており、選定結果は応募者に文書で通知する。選定に関する異議の申し立ては認めず、電話等による問い合わせには一切応じない。
 - ・審査内容および審査経過については公表しない。
 - ・決定事業者名等については市ホームページにて公表を行う。
- (3) 調達の取りやめ・再募集
 - ・提案する事業者がない場合、または審査の過程で候補者として適切な事業者がいないと審査会が判断した場合には、本公募の取り止めまたは一時中止とし、再度公募を行う。
- (4) 次点者の取り扱い
 - ・事業者として決定された者が令和7年(2025年)中に辞退した場合、次点者(審査会において選定基準を満たす評価を受けた者に限る。)を繰り上げて事業者に決定することがある。また、応募がない場合および事業者が決定しなかった場合には、再度公募を行う場合がある。

8 募集・選定に係るスケジュール等

(1) 募集・選定スケジュール

項目		期間等
募集要項等の公開(市ホームページ)		令和7年7月25日(金)
提案書類作成等に係る質問の受付・回答	受付期間	令和7年7月25日(金)から令和7年8月8日(金)正午まで(必着)
	回答(公表)予定日	令和7年8月20日(水)予定
応募申込書類提出期限		令和7年9月12日(金)正午まで(必着)
審査会(プレゼンテーション)		令和7年9月26日(金)
選定結果の通知(郵送) 審査結果の公表(市ホームページ)		令和7年9月下旬予定

※審査会では、提案書類の内容に沿ったプレゼンテーションとすること。

(2) 提案の募集

参加を希望する事業者から必要書類の提出を受け、参加資格を満たす事業者を審査対象事業者とする。

提案書類作成等に係る質問の受付・回答

- ・電子メールにて担当課あてに「質問書(様式1)」を提出する。
なお、電子メール送信後、必ず電話にて担当者へ送信確認をすること。
- ・各事業者からの質問内容を取りまとめ、質問および回答を彦根市ホームページにて公表する。(ただし、質問のあった事業者名は非公表とする。)
- ・なお、公表した質問の回答内容は、募集要項の追加または修正とみなす。

(3) 応募申込書について

ア 提出書類・提出部数

参加申込書(様式2)を1部と別紙4「提出書類一覧表」に記載の書類を提出する

こと。

イ 提出方法

必要事項を記入の上、原則、直接持参すること。直接持参が困難な場合は、配達でも差し支えないが、一般書留等送達過程の記録があるものとし、受付期間内必着とする。

※それ以外の方法による提出または受付期間終了後の申し込みは受け付けない。
また、書類に虚偽の記載があった場合、または提出すべき必要書類が欠如している場合は、その時点で失格とする。ただし、やむを得ない事情により修正が生じた場合、その他本市が承諾したものについては、この限りではない。

ウ 提出先

〒522-0041 彦根市平田町 670 番地(彦根市福祉センター内)
彦根市役所こども家庭部 幼児課 幼児総務係

(4) その他

- ・公正、公平な選定を実施し、適正な審査を行うため、選定方法について一部変更することがある。また、審査の過程において、事業者に対し、提出書類の修正や追加資料の提出を求めることがある。
- ・選定結果の内定通知発送までの間は、途中辞退をしても、これを理由に不利益な取り扱いをすることはない。ただし、辞退届(様式3)を提出すること。
- ・応募書類の作成、交通費、参加に要した費用は応募事業者の負担とし、市は補填しない。
- ・提出書類は必要に応じファイル綴にすること。なお、各資料を綴る場合、資料番号等を付す等して、分かりやすいよう綴ること。
- ・提出書類は返却しない。

9 保育業務等の引継ぎに関する基本事項

- (1) 認定こども園の開園に併せて、市立城北幼稚園については令和9年3月31日を以って閉園する予定をしている。このことから、城北幼稚園の在園児(4歳児・3歳児)に対して、認定こども園(1号認定)への移籍の意向を確認の上、移籍を希望される方については全員移籍を受け入れることとする。
- (2) 事業者の決定を受けた後から認定こども園の開園(令和9年4月1日予定)までの間、城北幼稚園の保護者への説明会等を適宜開催し、保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意を持って対応すること。
- (3) 開園の6ヶ月以上前から市(城北幼稚園)との間で保育業務の引継ぎを行うこと。なお、この期間の給与等の経費に関して、市は負担しない。また、特に必要のない限り開園後に保育・教育の実施のために市から職員を派遣することはしないものとする。

10 欠格事項・禁止事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外または失格とする。

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合。なお、虚偽の記載・説明をした事業者に対しては、本市として不利益処分を行う場合がある。
- (2) 応募資格のない者または応募資格を取り消された者が応募した場合

- (3) 応募書類の提出後、ヒアリングを実施するまでの間において施設整備計画、資金計画および企画提案書の内容を市の承諾なく変更した場合(各計画以外の事項に関しても変更するにあたっては随時事前の相談が必要)または応募書類が本要項記載の要件を満たさない場合
- (4) 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市が認める場合
- (5) 応募期間終了後において応募者が前記の応募条件等を満たさなくなった場合
- (6) 申請者または申請者の代理人並びに関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
- (7) その他不正な行為があった場合

1 1 その他の留意事項

- (1) 市を通じて認定こども園の設置認可等の手続きを行うこと。
- (2) 本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備および運営にあたっては、関係法令を遵守することはもとより、市と誠実に協議し履行すること。
- (3) 地域資源(産業、自然、歴史、文化、技術、技能、人材その他の資源)を活用し、地域産業の活性化を促し、市の持続的な発展に寄与するよう努めること。
- (4) 市内において既に保育園等を経営する者が、事業者に決定した時は、既設の保育園等を廃止および大幅な縮小をしないこと。
- (5) 開園後も常に近隣住民・地元自治会と良好な関係を築くよう努めること。
- (6) 事業者の責によらない事情による場合を除き、開園予定日の変更は認められない。
- (7) 以下の場合、設置・運営事業者の決定を取り消す場合がある。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできないこととする。
 - ① 本募集要項に記載された事項について、重大な違背行為があったと認めるとき。
 - ② 事業計画に大幅な変更が生じ変更後の計画が募集条件を満たさなくなったとき。
 - ③ 事業者の責めによる事情により事業工程に大幅な遅延が生じることが判明したとき、あるいは事業実施が困難なことが判明したとき。
 - ④ その他の事情により、施設整備中および開園後に適切な事業実施が困難であると市が判断したとき。
- (8) 自らの責により開園予定日に保育を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害を事業者が全て負担すること。
- (9) 事業者の決定を受けた後に、事業の実施を取り止める場合は、必ず事前に市と協議した後、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。
- (10) 事業者の決定を受けた後から開園(令和9年4月1日予定)までに行った市との協議および保護者・地域住民への説明等に係る議事録については、決定事業者が作成を行い、その都度、市へ提出すること。(作成費の負担も含む)
- (11) 本募集要項で示した要件を変更する必要がある場合などは、決定事業者と協議を行い対応するものとする。

1 2 問合せ先

〒522-0041 彦根市平田町 670 番地(彦根市福祉センター内)

彦根市役所こども家庭部 幼児課 幼児総務係

担当：片岡、大橋、田村

電 話 : 0749-23-9597 F A X : 0749-26-1768
Email : jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp